

6月定例月議会 議会報告資料



四日市市議会

資 料 一 覧

- 四日市市議会における各常任委員会の所管（担当範囲） P 1
- 令和6年6月定例会議会の日程 P 2
- 各常任委員会 委員名簿 P 3
- 議案・請願審議の流れ（イメージ図） P 4
- 付託議案・請願一覧表 P 5
- 令和6年度6月補正予算案（第2号～第3号）の概要 P 6
- 各常任委員会における審査
 - ・ 総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 P 8～13
 - ・ 教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 P 14～18
 - ・ 産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 P 19～24
 - ・ 都市・環境常任委員会／予算常任委員会都市・環境分科会 P 25～30
- 本会議等の審査の結果（概要） P 31
- 6月定例会議会における一般質問をした議員と項目 P 33
- 6月定例会議会における議案に対する意見募集の結果について P 34
- 8月定例会議会日程（予定）、8月定例会議会 議会報告会
開催のお知らせ P 35

四日市市議会における各常任委員会の所管

四日市市議会では、以下の6つの常任委員会が設置されており、それぞれ定数、所管（担当する範囲）が「四日市市議会委員会条例」に定められています。

1 総務常任委員会（8人）（定数 8人）

政策推進部（総合計画、広報広聴、秘書、国際交流、中核市、四日市港など）、総務部（行政一般、文書、条例等の立案、職員の任免・服務・給与・研修・福利厚生、情報公開・個人情報保護、契約、工事検査、ICT推進、統計、情報処理、人権など）、財政経営部（財政、行財政改革、市有財産、市税など）、危機管理統括部（自然災害、テロ、新型コロナウイルス等危機管理）、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に属する事項、消防本部、その他の常任委員会の所管に属しない事項

2 教育民生常任委員会（9人）（定数 9人）

健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康、公衆衛生、国民健康保険、国民年金、食肉の検査）、こども未来部（児童福祉、子育て支援、子どもの健康）、教育委員会に属する事項

3 産業生活常任委員会（8人）（定数 9人）

市民生活部（地域振興、市民活動、生涯学習、市民相談、消費計量、多文化共生、男女共同参画、戸籍・住民基本台帳、印鑑登録）、シティプロモーション部（シティプロモーション、観光、文化振興、文化財、体育施設、スポーツ）、商工農水部（商業、工業、勤労福祉、雇用対策、農林業、水産業、農業土木、競輪事業）、市立四日市病院、農業委員会に属する事項

4 都市・環境常任委員会（8人）（定数 8人）

環境部（環境衛生、生活環境・自然環境、廃棄物の処理、清掃）、都市整備部（都市計画、公共交通、建築指導・開発審査、道路・公園・河川及び農用・用排水、市街地整備、営繕、住宅）、上下水道局に属する事項

5 予算常任委員会（議長を除く33人）（定数33人）

予算及びこれに関連する事項

6 決算常任委員会（議長及び議会選出監査委員を除く31人）（定数 31人）

決算及びこれに関連する事項

※ 四日市市議会の議員は34人で、議員は1から4までの常任委員会のいずれか1つに所属することになっています。

※ 予算常任委員会及び決算常任委員会には、1から4までの常任委員会と委員構成や所管を同一とする分科会が設置されています。（委員構成については、議長、監査委員を除く都合で例外があります）

令和6年6月定例月議会の日程 (○本会議日程 ●委員会日程)

6月 6日	(木)	○初日 議案上程等、委員会付託、討論、採決など ●予算常任委員会分科会(総務、教育民生) ●予算常任委員会全体会
13日	(木)	○一般質問
14日	(金)	○一般質問
17日	(月)	○一般質問 ●各常任委員会(総務、教育民生、都市・環境)
18日	(火)	○一般質問
19日	(水)	○一般質問、追加議案上程等、委員会付託
20日	(木)	●各常任委員会／予算常任委員会分科会(総務、教育民生、産業生活、都市・環境)
21日	(金)	●教育民生常任委員会
26日	(水)	●予算常任委員会全体会
7月 2日	(火)	○最終日 委員長報告、追加議案説明、討論、採決など

6月定例月議会は、上記日程で開催されました。

各常任委員会 委員名簿

総務常任委員会 (8人)	
委員長	荒木 美幸
副委員長	山田 知美
委員	太田 紀子
委員	竹野 兼主
委員	日置 記平
委員	平野 貴之
委員	村山 繁生
委員	森 康哲

教育民生常任委員会 (9人)	
委員長	森川 慎
副委員長	水谷 一未
委員	今村 厚美
委員	加納 康樹
委員	笹井 絹予
委員	谷口 周司
委員	早川 新平
委員	村上 暁
委員	山口 智也

産業生活常任委員会 (8人)	
委員長	小田 あけみ
副委員長	田中 徹
委員	伊世 利子
委員	荻須 智之
委員	上 麻理
委員	川村 幸康
委員	中川 雅晶
委員	諸岡 覚

都市・環境常任委員会 (8人)	
委員長	森 智子
副委員長	辻 裕登
委員	伊藤 嗣也
委員	後藤 純子
委員	小林 博次
委員	笹岡 秀太郎
委員	樋口 博己
委員	樋口 龍馬

予算常任委員会 (議長を除く 33人)	
委員長	谷口 周司
副委員長	後藤 純子

決算常任委員会 (議長及び議会選出 監査委員を除く 31人)	
委員長	山口 智也
副委員長	笹井 絹予

議案・請願審査の流れ

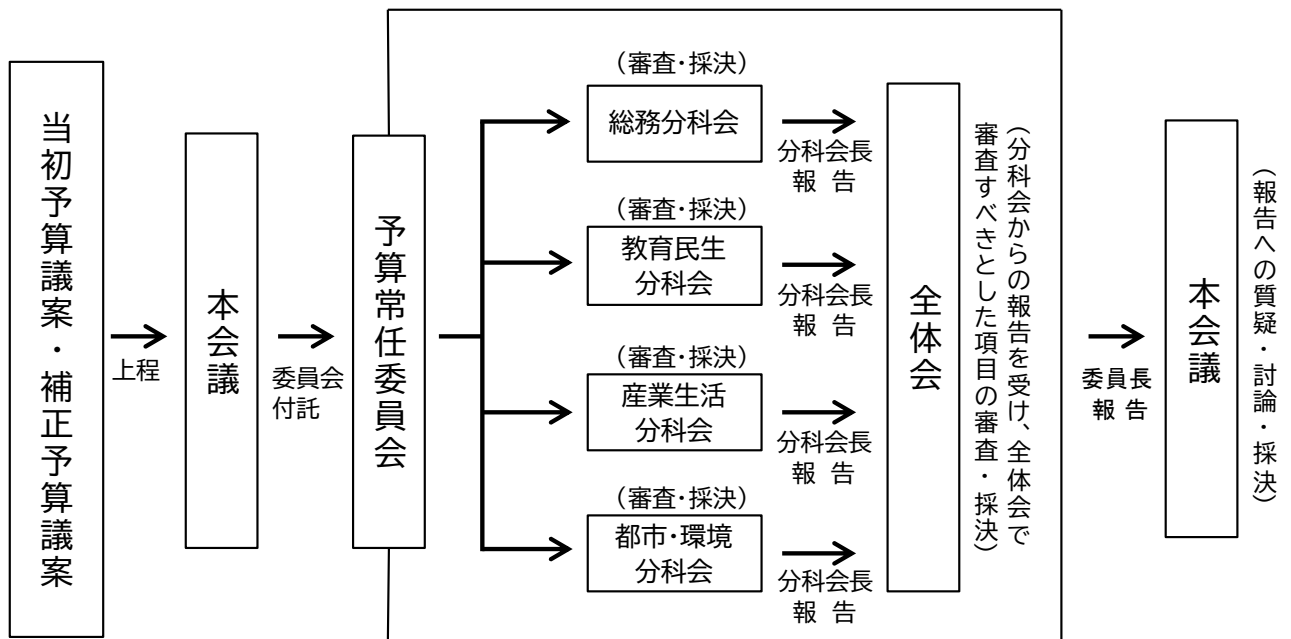
【 議 案 】

予算、決算、条例制定・改廃、契約の締結、動産の取得・処分など

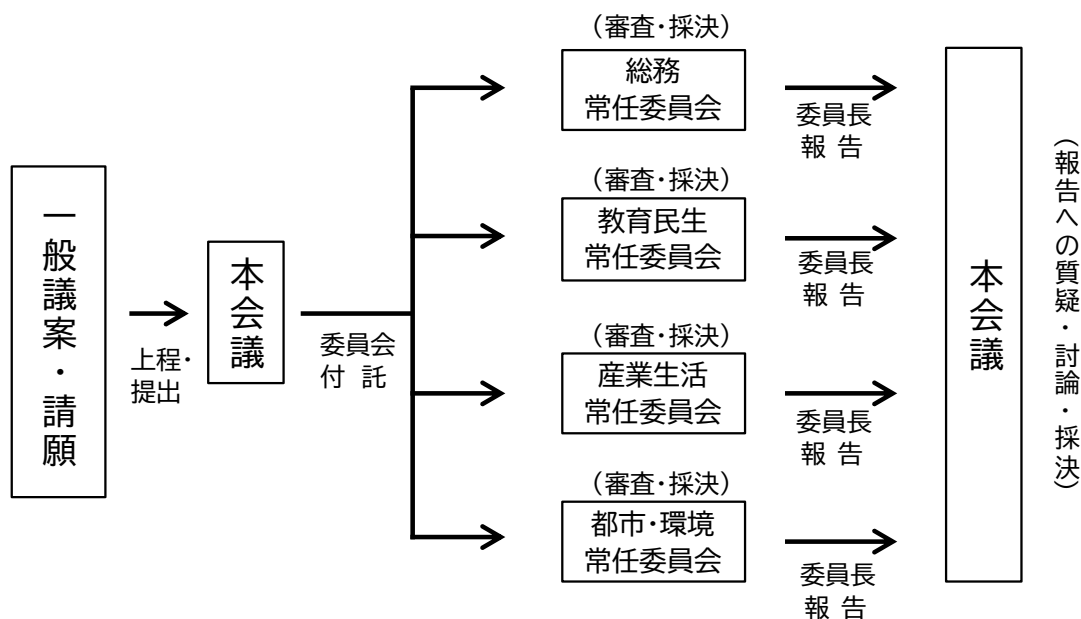
【 請 願 】

市行政への要望、国・県に対して市議会から要望する(意見書を提出する)ことを求めるものなど

○予算関係議案の審査の流れは下記のとおりです。



○一般議案及び請願の審査の流れは下記のとおりです。



付託議案・請願一覧表（令和6年6月定例会議会）

○ 予算常任委員会

議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

○ 総務常任委員会

議案第5号 四日市市税条例の一部改正について

諮問第1号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求について

請願第4号 地方議会に健康保険証の存続を求めることについて

○ 教育民生常任委員会

議案第17号 動産の取得について

－真空冷却機 7台－

発議第6号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出について

発議第7号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出について

請願第1号 加齢性難聴による補聴器購入費の助成を求めることについて

請願第2号 住民税非課税の高齢者世帯のエアコン購入・設置費用の助成を求めることについて

○ 産業生活常任委員会

議案第7号 工事請負契約の締結について

－温水プール改築工事（建築工事）－

議案第8号 工事請負契約の締結について

－温水プール改築工事（建築電気設備）－

議案第9号 工事請負契約の締結について

－温水プール改築工事（建築機械設備）－

議案第10号 工事請負契約の締結について

－霞ヶ浦第1野球場スコアボードほか更新工事－

○ 都市・環境常任委員会

議案第6号 四日市都市計画事業末永・本郷土地区画整理事業施行規程の廃止について

議案第11号 工事請負契約の締結について

－旧北部清掃工場ほか解体工事－

議案第12号 工事請負契約の締結について

－小杉新町2号線（社交）道路改良工事－

議案第13号 工事請負契約の締結について

－堀川放水路整備工事－

議案第14号 工事請負契約の変更について

－四日市中央線道路整備工事（東工区その1）－

議案第15号 工事委託協定の締結について

－三滝台1号線三郎橋跨線橋（補助）橋梁整備工事－

議案第16号 動産の取得について

－小型一般ゴミ収集車 5台－

議案第18号 市道路線の認定について

請願第3号 P F A S曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域のP F A S汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて

令和6年度6月補正予算(第2号)案の概要

1. 6月補正予算(第2号)案について

補正の内容は、国の経済対策において、定額減税と併せて実施する一連の給付のうち、定額減税しきれないと見込まれる納税者に調整給付を行うとともに、令和6年度分の個人住民税において、新たに非課税や均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するのと併せて、当該世帯にこども加算として児童1人あたり5万円を給付するため、所要の事業費及び事務費を計上しようとするものです。

歳入については、国庫支出金の増額補正によって収支の均衡を図りました。

その結果、6月補正予算(第2号)案の予算規模は、次のとおりです。

			(単位:千円)
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	135,498,045	3,077,600	138,575,645
特別会計	87,802,287	0	87,802,287
企業会計	72,667,002	0	72,667,002
財産区	50,000	0	50,000
計	296,017,334	3,077,600	299,094,934

令和6年度6月補正予算(第3号)案の概要

1. 6月補正予算(第3号)案について

補正の主な内容は、国がこども未来戦略に基づく児童手当の抜本的拡充について閣議決定したことを受け、令和6年10月分から受給者の所得制限撤廃など制度改正が実施されることに伴い児童手当、児童手当給付事務費の増額補正を行うものです。

また、令和6年能登半島地震による木造住宅の甚大な被害状況を受け、早期の耐震化に向けた活用しやすい補助制度の構築を目指し、耐震化促進事業費の拡充及び段階的・部分的な改修制度の新設のため増額補正を行うとともに、令和6年3月をもって特例臨時接種が終了した新型コロナワクチンについて、高齢者を対象に年1回の定期予防接種を実施するため、所要の経費を計上しております。

さらに、国の補助内示による減額補正と併せて、緊急性の観点から早急を実施する必要がある道路、橋梁、交通安全施設について単独事業費の増額補正を行うほか、子ども食堂等支援事業費補助金や地球温暖化対策事業費、消防出張所整備事業費などの増額補正を行っております。

歳入については、国・県支出金や市債などの歳出各款に関する特定財源を補正するほか、財政調整基金繰入金の増額補正により、収支の均衡を図りました。

これらの歳入歳出予算のほか、債務負担行為の追加及び変更を行っております。

特別会計については、競輪事業特別会計において、市有地売払収入の計上に併せて、競輪事業施設等整備基金積立金の増額補正を行っております。

その結果、6月補正予算(第3号)案の予算規模は、次のとおりです。

			(単位:千円)
[会計区分]	[補正前の額]	[補正額]	[補正後の額]
一般会計	138,575,645	736,973	139,312,618
特別会計	87,802,287	105,686	87,907,973
企業会計	72,667,002	0	72,667,002
財産区	50,000	0	50,000
計	299,094,934	842,659	299,937,593

総務常任委員会／総務分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

予算議案

議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

消防出張所整備事業費

1. 目的

小山田地区市民センターに併設している南消防署西南出張所について、独立した消防出張所庁舎の整備を行い、消防活動拠点としての機能強化を図る。

2. 内容

消防出張所庁舎の実施設計が完了したため、令和6年度から令和7年度の2年で建築工事を行う。

（1）施設の概要等

- ・整備場所：六名町地内
- ・敷地面積：約 1500 m²
- ・建築構造：鉄骨造平屋建て
- ・建築延面積：約 300 m²
- ・建物用途：事務室、車庫、仮眠室、浴室、トイレ、倉庫
- ・主な施設等：自家給油施設、自家発電設備、太陽光発電パネル



西南出張所のイメージ図

（2）事業費（令和6年度）

- ・工事費：65500 千円

（3）整備スケジュール（令和7年度開所予定）

内容	令和6年度												令和7年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
実施設計	→			入札									11月議会：契約議案														
入札、契約				←									★														
新庁舎建築工事													←														

3. 補正予算額

65500 千円 (財源内訳) 市債：49300 千円 一般財源：16200 千円

4. 債務負担行為 (追加)

- ・西南出張所整備工事費

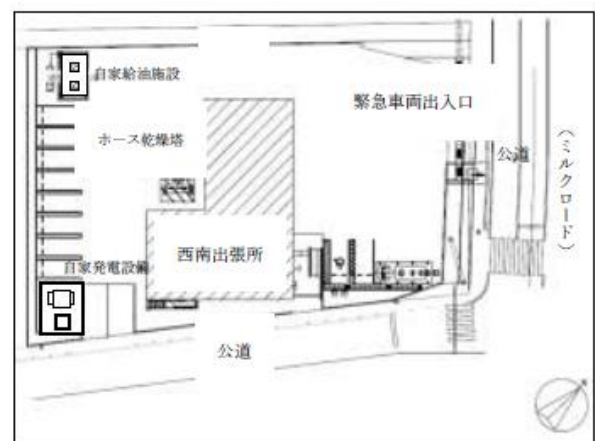
限度額：299500 千円 (総事業費：365000 千円)

期間：令和6年度から令和7年度まで

5. 付近見取り図及び敷地配置図

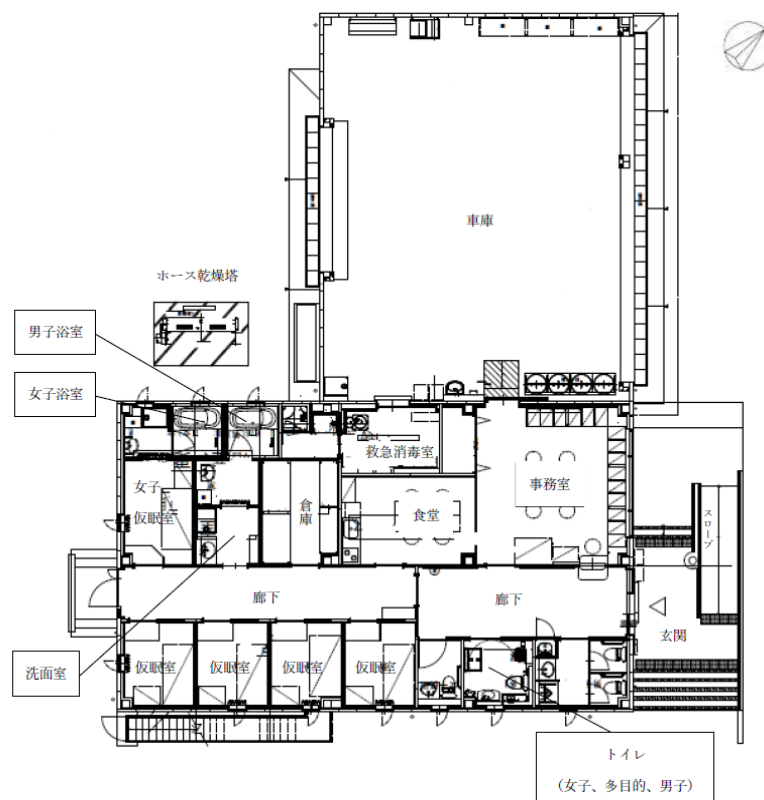


【付近見取り図】



【敷地配置図】

6. 建物平面図



7. 分科会での主な議論

- Q. 南消防署西南出張所が新庁舎へ移転した場合、現在の人員配置から増員するのか。
- A. 現在の出張所の勤務体制は3人から4人だが、新庁舎の完成後は執務環境が整うことから現在より4人で勤務する日数は増えると考えている。
- Q. 4人体制では救急車と消防車の同時出動はできないのではないかと。
- A. 同時出動はできない。
- Q. 小山田分団をはじめとする地域と交流できるコミュニティスペースを作る検討をしたのか。
- A. 出張所整備では検討していないが、大規模災害の発生時など分団や地域とのかかわりは重要と考えており、今後はDXを活用した連携を検討していきたい。
- Q. 敷地を広げることにはできないのか。
- A. 南側に隣接する土地は空いているが、地権者との交渉が必要になる。
(意見) 後から土地を広げるときには、地域から理解を得るのが難しい場合がある。近隣の土地にどのような計画があるのかについては、情報収集をする必要があるので十分アンテナを立てておいてほしい。
- Q. 5分救急8分消防の達成に向けてメリットはあるか。
- A. ミルクロード沿いに新庁舎が移ると交通の利便性が良くなり、現場到着時間の短縮が見込める。また、現在の事務所は地区市民センター内に間借りしている状態であり、車庫までに距離があるが、その点も改善されるので時間短縮が見込める。
- Q. 女性職員が夜間勤務できるような設備も整備するのか。また、女性職員が交代勤務できない消防署や出張所は残っているのか。
- A. 今回の整備で女性職員が交代勤務できる環境が整う。これにより、交代勤務を行う全ての消防署や出張所で女性職員が交代勤務できることとなる。
- Q. 太陽光発電の発電量はどの程度か。出張所の電力消費量の何%を補うことができるのか。
- A. 発電量は9.9kWであり、天候に恵まれて十分に発電できた場合、出張所の電力消費量は全て補える。
- Q. 自家発電設備はどれくらい稼働できるのか。
- A. 自家発電設備の燃料タンクに約950Lの軽油を備蓄することができ、最低でも72時間は無給油で稼働できる。また、自家給油施設には軽油を576L備蓄することができるので、それも使えばさらに稼働時間を延ばすことができる。
- Q. EV車が利用できる充電設備はあるのか。
- A. 出張所に配備する車両にEV車がないため充電設備は設けていない。
(意見) 発災時に住民が避難してくることも考えられるので、今後は検討してほしい。
- Q. 北西出張所や西南出張所が整備されることや三重県立総合医療センターでの救急ワークステーションの本格運用に伴い、人員不足になるのではないかと。体制を強化すべきではないか。
- A. 現在も適正な職員配置で運用していると考えているが、より適正な職員配置について

今後も検討していく。

Q. 現在も人員が不足しているという声を聞くので、人員配置を再検討すべきではないか。

A. 昨年度は救急出動件数が過去最多を記録したが、まずは今の体制でより適正な職員配置を検討していきたい。もしそこで人員が不足するようであれば人員を増やすことも検討していきたい。

(意見) 実際に市民から不安の声を聞くので、検討してほしい。

一般議案

議案第5号 四日市市税条例の一部改正について

1. 改正の背景

地方税法当の一部改正に伴い、四日市市税条例の関係規定を整備するものである。「

2. 改正の主な内容

(1) 個人住民税関係

公益信託における寄附金税額控除の対象となる寄附金の増加

公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象にされたことに伴い、関係する規定を整備する。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

①一定のバイオマス発電設備に係る特例割合の見直し

地方税法の改正により、一定のバイオマス発電設備について、償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合が2年延長されるとともに、下表のとおり新たな区分が追加された。本市の新設区分における特例割合については、参酌基準と同割合の7分の6とする。

(従来からの区分：延長)

[取得期限]	令和5年度まで（令和7年度まで2年延長）
[対象要件]	出力1万kW以上、2万kW未満で、バイオマスを電気に変換するもの
[特例割合の範囲]	参酌基準 【本市の割合】

(新設区分)

[取得期限]	令和6年度から令和7年度まで
[対象要件]	出力1万kW以上、2万kW未満のうち、木竹に由来するバイオマス・農作物の収穫にともなって生ずるバイオマスを電気に変換するもので、所在や使用実態がひとつの自治体に定置するもの
[特例割合の範囲]	参酌基準 【本市の割合】

②一体型滞在快適性等向上事業（※）により整備した固定資産に係る特例割合の拡充及び延長

※一体型滞在快適性等向上事業

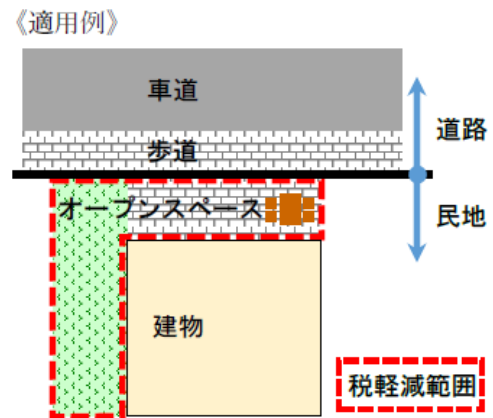
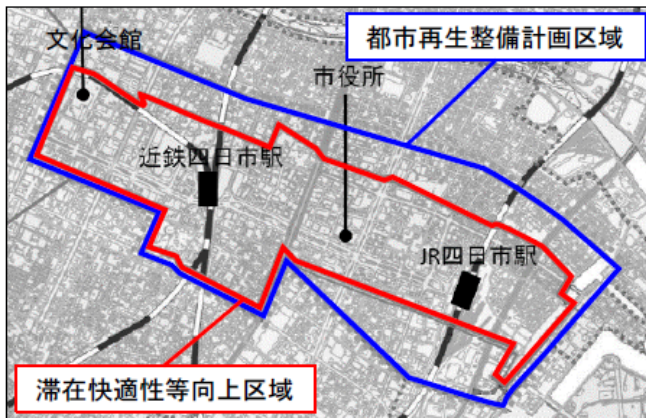
都市再生特別措置法に基づき、官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村が行う公共施設の設備等と一体となって行われる、土地所有者等による交流・滞在空間を創出する事業。具体的には、市町村による車道の一部広場化などの整備に併せ、土地所有者が民地を誰もが利用できるオープンスペースとしたりする事業。

一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準に対して最初の5年間、特例割合を乗じる措置について、2年間延長されるとともに、下表のとおり特例割合の範囲が追加された。本市においては、滞在快適性等向上区域を定め、官民一体となって中心市街地の整備に取り組んでおり、これを税制面からも後押ししていくため、本市における特例割合を下記のとおりとする。

[期限] 令和5年度までに整備されたもの
[特例割合の範囲] なし
法定割合 1/2



[期限] 令和6年度から令和7年度までに整備されたもの		
[特例割合の範囲]		
【本市の割合】	参酌基準	
1/3	1/2	2/3
(2/6)	(3/6)	(4/6)



3. 委員会での主な議論

- Q. 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る特例措置について、地価の上昇などで地権者の資産価値は高まっているが、それに加えて減税をすることは、地権者が有利になりすぎるのではないか。
- A. 官民一体となって中心市街地の整備に取り組んでおり、民地に誰でも利用できるオープンスペースを整備することを税制面で後押しするため、税額が最も低くなる特例割合を設定するものである。
- Q. 同じ道路に面しているにもかかわらず、滞在快適性等向上区域内かどうかで税負担に差異があるのは不平等ではないか。
- A. 国にも確認しているが区域外の場合は税の軽減を受けられない。ただし、区域については市が検討して設定することができるので、今後の参考にしたい。
- Q. 区域を後から変更できるのか。
- A. 後から変更することは可能だが、ウォークアブルな空間の形成という制度の趣旨を踏まえた上で検討し、区域を設定する必要がある。
- Q. 市長の権限で税率を決定できる税がある。市民の生活のために都市計画税など他の税でも税負担を軽減することを検討すべきではないか。
- A. 都市計画税には応益負担の側面があり、道路や排水路の整備など行政サービスの受益に応じて税を負担していただくという考え方である。市民としては税金が安い方がいいという考えは理解するが、税の趣旨や目的に基づいて税金を負担していただきたい。

◎委員会（分科会）における審査の結果

別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育民生常任委員会／教育民生分科会

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

高齢者新型コロナワクチン事業費

1. 目的

高齢者に対して、新型コロナワクチンの予防接種を行うことで、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を図る。

2. 内容

(1) 経緯

令和6年3月31日をもって特例臨時接種が終了し、定期予防接種に位置付けられ、令和6年度より、毎年度秋冬に高齢者を対象に1回接種を行うこととされた。

(2) 事業内容

対象者のうち、希望者に対し、毎年度秋冬に1回接種を実施する。

対象者：①65歳以上の者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

接種見込者数：47,595人

(令和6年度の高齢者インフルエンザワクチンの接種見込者数と同等と見込む)

開始時期：令和6年10月予定(高齢者インフルエンザワクチンと同時期)

自己負担金：2,100円/回(生活保護世帯は無料)

※令和6年度はワクチン生産体制等緊急整備基金(助成金)の一部助成あり

<接種費用単価および費用負担内訳>

接種費用単価	費用負担内訳
15,763円 (税込)	国助成金 8,300円
	市負担 5,363円
	自己負担金 2,100円

接種費用単価から国助成金を差し引いた金額の3割程度を自己負担金として設定

3. 補正予算額

663,822千円

(財源内訳) その他特財 395,038千円

(ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金)

一般財源 268,784千円

4. 委員会での主な議論

Q. ワクチン接種費用の自己負担金割合について、国から算出方法の考え方は示されたのか。

A. 国の自治体説明会資料において自己負担額の考え方が示されており、それを踏まえて各

市で判断している。

Q. 全国的には同じような自己負担になると考えてよいか。

A. 県内の状況については確認しており、3500 円の負担を検討している市もあるが、北勢地域では3町を含めて、ほぼ本市と同様の自己負担額が想定されている。

Q. 予算の積算根拠を確認したい。

A. 接種見込者数をもとに算出したワクチン接種に係る費用に加え、コールセンターの設置、予診票の発送にかかる費用等も含んで積算している。

Q. 必要な人に伝わるよう周知を行うべきと考えるがどうか。

A. 高齢者等の新型コロナワクチン接種については、今年の4月から予防接種法に基づく高齢者のインフルエンザと同様の定期予防接種に位置付けが変わったため、行政からの積極的な接種勧奨は必要なく、個人の判断で接種を行うものとなった。今後は、広報よっかいちや市ホームページでの周知のほか、対象となる障害を有する人などには接種勧奨を行う予定である。また、インフルエンザワクチンと同時期接種となるため、医師からもワクチン接種を勧めていただける場合があると考えている。

<分科会での審査結果>

→別段意義なく、可決すべきものと決した。

議案第 17 号 動産の取得について（真空冷却機 7 台）

1. 目的

学校給食による食中毒を防ぐためには、調理後直ちに提供しない食品は 10℃以下又は 65℃以上で管理する必要があり、加熱調理後、食品を冷却する場合には、30 分以内に中心温度を 20℃付近まで下げる必要がある。（厚生労働省発刊 大量調理施設衛生管理マニュアルより）

現状、学校給食センターと富田小学校の給食室には、真空冷却機が設置されているが、他の給食室では、水冷で食材を冷やす等の方法で対応している。しかし、昨今の夏から秋にかけては、猛暑日が続き水道水の温度が高くなることから、冷却作業に苦慮している。

そこで、令和 6 年度より真空冷却機を順次導入し、給食室の衛生管理を強化する。

2. 内容

・主な機器内容 真空冷却機 7 台

外径寸法：W1,130×D855×H1,730mm
槽内有効寸法：W695×D635×H 460mm
冷却温度：90℃→10℃（約 20 分）
90℃ → 8℃（約 25 分）
処理能力：40kg/バッチ

<真空冷却機>



食中毒事故の主な病因微生物

- **サルモネラ菌属**
発育温度は5.2～46.2℃
(大部分は7℃以下で発育なし)
感染菌量は1～10⁹個
- **腸炎ビブリオ**
発育温度は30～37℃
(10℃以下で発育なし)
感染菌量は10⁸個以上
- **カンピロバクター**
発育温度は30～46℃
(25℃以下で増殖不可)
感染菌量は10⁸個
- **ブドウ球菌**
発育温度は6.7～46℃
(毒素型食中毒を起こす)
発症毒素量(10 μg)には
菌数10⁹個以上

- ・取得価格 36,245,000 円
- ・取得の相手方 日本調理機株式会社 中部支店三重営業所
- ・契約の方法 指名競争入札 6社

・今後の導入予定	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	10台	10台	4台

3. 委員会での主な議論

- Q. 真空冷却機の設置により見込まれる効果を確認したい。
- A. 給食調理中の冷却に係る手間と時間が短縮されることに加え、導入する機器が大きいことから、加熱後の食材をざるに入れたまま真空冷却機に入れられるため、作業効率と食品衛生の面で改善が見込まれる。
- Q. 早急にすべての小学校に導入すべきではないか
- A. 導入には工事が必要であり、年間10台が限度と考えている。順次、設置を進め、令和9年度にはすべての小学校への設置が完了する予定である。
- Q. 入札金額に差があるが、必要な機器は確保できるのか
- A. 工事も含めて仕様書に基づいた機器の設置ができるため、特段問題ない。

<委員会での審査結果>

→別段意義なく、可決すべきものと決した。

発議第6号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出について

1. 概要

令和7年度に法制度化し、令和8年度に全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている「こども誰でも通園制度」について、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、受け入れ先の体制、利用時間、医療的ケア児、障害児の受け入れ、制度設計について政府に対して具体的な取組を求める。

2. 委員会での主な議論

- Q. 制度の利用には事前に登録が必要なのか。
- A. (理事者) 試行的事業を行っている自治体では事前に利用登録が必要だが、制度としては、保護者のニーズに合わせ、自治体の枠を超えて広域で預けるなど、柔軟な形での運用を最終的には目指しているものと理解している。
- Q. 本制度により障害児、医療的ケア児を各園で受け入れる体制は整っているのか。
- A. (理事者) 例えば、医療的ケア児を受け入れるためには看護師の配置が必要となり、現時点では本市全ての園で受け入れる体制は整っていない。
- Q. 特に、障害児、医療的ケア児の受け入れは、事前に子供の状態について受け入れ先との詳細な打ち合わせが必要だが、保護者が預けたいときに預けられるという本制度の運用は実際に可能なのか。
- A. (理事者) 試行的事業では、事前の利用登録に加え、子供の配慮すべき事項について園

が十分に把握した上で、受け入れの可否を判断して初めて利用予約ができるという運用であり、急な受け入れは難しいと考える。

A. (発議者) 医療的ケア児、障害児が通園する権利を保障するという考え方を持って、時間をかけてでも国、自治体が工夫して体制を整えることが重要である。

(意見) 市内の児童発達支援事業所では定員に余裕があり、障害児の受け入れを担うことができ、受け入れの調整には医療専門指導員が関わることができる。

3. 討論

反対 理念自体は素晴らしいが、日本では保育士一人当たりが担う園児数が諸外国に比べて多く、この制度の導入により現場の負担がさらに大きくなること、また、小さな子供が不慣れな環境に置かれることでストレスがかかることを懸念するため、意見書の提出に反対する。

賛成 この制度は国において子ども子育て政策の抜本的強化を検討する中で創設されようとしているものであり、保育士確保の課題はあるものの、こども基本法の全ての子供の権利を守るという理念を反映する意味でも極めて重要な取組になることから、この事業が全国で確実に実施されていくために、国の制度拡充を求めるこの意見書の提出に賛成する。

賛成 令和8年度には全国で開始する制度で、本市だけ実施しないという選択肢はない中で、子供を預けることを強制するのではなく、保護者が預けたいときに預けられる環境を整えるものであり、保育士不足により受け入れ体制が整っていないという本市の課題を解決すべく国に施策を講じることを求める意見書であるため、意見書の提出に賛成する。

賛成 本市では保育士不足ばかりに目が行きがちだが、全国的には保育所の閉鎖も出ている時代であり、本市でも、10年先を考えると保育所、保育士が余る時代も来るだろうと考える。一時的に負荷が高くなる可能性もあるが、本市がこの制度を確実に導入していくために政府に対して意見書を提出することは重要だと考えるため、意見書の提出に賛成する。

賛成 近年、子供をどう育てていいのかわからない保護者もいる中で、一時預かりを利用することで虐待防止にもつながると考える。また、障害児、医療的ケア児の受け入れに関する課題は今後増えると考え、その課題に対して事業者との連携などについて今後検討する時間もあると考えるため、意見書の提出に賛成する。

<委員会での審査結果>

→賛成多数により可決すべきものと決した。

発議第7号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出について

1. 概要

近年、「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める

2. 委員会での主な議論

- Q. 軟骨伝導イヤホンについて、メリット、聞こえやすさ、価格について確認したい。
- A. (発議者) これまでの骨伝導では得られなかったステレオ感が得られ、音漏れの課題が解消されたことに加え、気導を妨げないため外の音を直接聞きながら使用できるメリットがある。実際に使用してみると思いのほか聞こえることが実感できた。また、価格は集音機も含めて2万円台である。
- Q. この意見書は補聴器と軟骨伝導イヤホンのいずれかを勧めるものではなくより自分に合うものを選択できることを求めるものという理解でよいか
- A. そのとおりである。

<委員会での審査結果>

→別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した

請願第1号 加齢性難聴による補聴器購入費の助成を求めることについて

1. 討論

反対 請願趣旨の全てを否定するものではないが、購入費用助成の対象を補聴器に限定しており、軟骨伝導などより幅広い選択ができる環境整備が求められると考えるため、本請願の採択に反対する。

賛成 補聴器購入費用の助成は他の自治体でも進んでおり、まずはスタート地点として他の聴覚補助機器の購入費用の助成につながる可能性も含めて重要であると考えため、本請願の採択に賛成する。

<委員会での審査結果>

→可否同数であったため、委員長の裁決により採択すべきものと決した

請願第2号 住民税非課税の高齢者世帯のエアコン購入・設置費用の助成を求めることについて

1. 討論

反対 請願趣旨の全てを否定するものではないが、請願事項に住民税非課税世帯の高齢者世帯との記載があり、購入設置費用助成について検討するに当たっては経済的に困窮している障害者、独り親世帯なども含めて検討すべきと考えるため、本請願の採択に反対する。

賛成 高齢者の熱中症による死亡リスクは非常に高く、住民税非課税の高齢者世帯への助成を入りにエアコン購入設置費用助成を開始し、非常に暑い夏に高齢者の命を守ることが喫緊の課題であると考えため、本請願の採択に賛成する。

<委員会での審査結果>

→賛成少数で不採択とすべきものと決した

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（3号）

産地生産パワーアップ事業補助金について

1. 目的

生産者と取扱事業者が連携して国産小麦の取扱数量を増加させる取り組みを推進するため、生産性の向上に必要となる農業機械の導入を支援し、産地の生産体制の強化と安定的な供給体制の構築を図る。

2. 内容

三重県からの補助内示に合わせて、補正を行う。

【補助対象者】

四日市市農業再生協議会（※）

（※）四日市市農業再生協議会で申請等を取りまとめの上、以下の取り組みを実施する事業者（生産者）へ補助を行う。

【補助内容】

小麦の生産の高度化・効率化に必要な機械の導入支援

・生産拡大に資する農業用機械の導入 10,450千円

〔 内容：農業用機械（コンバイン）2台の導入
取り組み事業者：2者（1者につき、1台分の補助） 〕

【補助率】

機械の導入経費の1/2以内

3. 補正予算額

10,450千円 （財源内訳）県支出金（10/10） 10,450千円



[コンバイン]

麦・大豆生産技術向上事業補助金について

1. 目的

小麦・大豆の生産性向上に必要な営農技術の取り組みを支援することによって、小麦・大豆の生産基盤を強化し、安定的な供給体制の構築を推進する。

2. 内容

三重県からの補助内示に合わせて、補正を行う。

【補助対象者】

四日市市農業再生協議会（※）

（※）四日市市農業再生協議会で申請等を取りまとめの上、以下の取り組みを実施する事業者（生産者）へ補助を行う。

【補助内容】

新たに取り組む先進的な営農技術の導入に向けた支援

- ・麦種に応じた最適な施肥の実施 741千円

（ 内容：麦の単収・品質の安定化に向けた生育中後期の追肥
取り組み事業者：4者 ）

- ・スマート農業技術の活用による生産の高度化・省力化 1,840千円

（ 内容：ドローンによる農薬散布、収量センサー付きコンバインによる収穫
取り組み事業者：5者 ）

3. 補正予算額

2,581千円

（財源内訳）県支出金（10/10） 2,581千円



[ドローンによる農薬散布]

4. 分科会での主な議論

- Q. 大豆の平均単収はどの程度であるか。また、新品種も導入しつつあるが、その効果はどうか。
- A. 大豆の平均単収は10アール（1反）100キロを割り込んでおり、大豆生産者は単収増加に取り組んでいるが、種まきの時期に大雨や高温が重なることがあり、栽培が非常に難しい環境にある。現在「フクユタカ」という品種が主に作付けされているが、「サチユタカA1号」という品種への転換を県全体で進めているため、この動向を注視していきたい。
- Q. 2年で米、麦、大豆を3作する作付体系のうち、麦の生産をやめ、その分の補助金を出して、4～5月に植えられる早生品種の大豆の生産を推進してはどうか。
- A. 本市周辺では、米、麦、大豆を2年3作する作付体系が広く普及している。この体系を変えることは、国からの交付金との関係もあり非常に難しい状況であるが、大豆の収穫量が期待できない現状もあるため、今後の研究材料としていきたい。
- Q. 日本の農業所得に占める補助金の割合は約25%であり、世界的には非常に低い水準であり、農家が十分な補助を受けられていないのが現状であるため、例えば、大豆の収穫量の増加を目的に麦の作付けを中止した生産者に対し、市が試験的に補助金を出し、2年2作ができるような仕組みを検討してはどうか。
- A. 現在、日本ではヨーロッパのような所得補償の考え方は国から打ち出されていないため、提案のような対応を直ちに行うことは難しいと考える。なお、2年3作の作付体系は土壌の養分を消耗し、地力低下の問題があるため、基本的な土作りの取り組みを普及させていく必要があると考える。
- （意見）農家の数が増えない背景には、所得が不足していることも関係しているため、国に対して要望していく必要があると考える。
- Q. 市独自の取り組みとして、国から生産者に交付される「畑作物の直接支払交付金」に市が上乗せ支援をしてはどうか。例えば、大豆の強化策として、一定数量以上の収穫ができた生産者には国の交付金に加え、市が上乗せ支援を行うことで、農家の捨て作り防止と生産意欲の向上につながるのではないか。
- A. 栽培管理が悪く、捨て作りと言わざるを得ない農家も存在するため、こうした農家に対しては作物をしっかりと生産し販売することを、まずは啓発していく必要がある。なお、上乗せ支援については市外で生産している農家もいるため、市レベルでの実施は難しいと考える。

議案第7号 工事請負契約の締結について－温水プール改築工事（建築工事）

議案第8号 工事請負契約の締結について－温水プール改築工事（建築電気工事）

議案第9号 工事請負契約の締結について－温水プール改築工事（建築機械設備）

1. 工事概要

【建築工事】

○改築工事

- ・温水プール施設の改築（RC造一部S造平屋建て、延べ面積：約1,850㎡）
- ・附属建築物改築（駐輪場等）
- ・外構工事一式
- ・既設建築物及び附属建築物の解体工事（PCコンクリート造平屋建て、延べ面積：約1,170㎡）（建築電気設備工事及び建築機械設備工事を含む）

【建築電気設備】

○改築工事に伴う建築電気設備工事一式

- ・受変電設備・電灯設備・幹線、動力設備・コンセント設備・非常照明設備・インターホン呼出表示設備・ITV、時計設備・誘導支援、防犯カメラ、映像設備・拡声設備・自動火災報知設備、太陽光発電設備

【建築機械設備】

○改築工事に伴う建築機械設備工事一式

- ・空気調和設備・換気設備・衛生器具設備・給水設備・排水設備・給湯設備・ろ過設備・床暖房設備

2. 契約金額

【建築工事】 1,210,000,000円

【建築電気設備】 369,171,000円

【建築機械設備】 316,041,000円

3. 契約の相手方

【建築工事】 大宗建設株式会社

【建築電気設備】 林電気工事株式会社

【建築機械設備】 藤原工業株式会社

4. 契約期間

契約の日から令和8年2月27日まで

（建築工事、建築電気設備、建築機械設備）

5. 入札方法

- 【建築工事】 一般競争入札（総合評価方式簡易型） 2社
 【建築電気設備】 一般競争入札 3社
 【建築機械設備】 一般競争入札 1社

6. 工事のスケジュール

年度	6									7											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
既設プール 解体工事		■	■	■	■	■															
新プール 改築工事							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
外構工事																		■	■	■	
書類整理																					■

温水プール改築工事における債務負担行為限度額から入札予定価格への変動内容について

【単位：千円】

工事区分	債務負担行為限度額	入札予定価格	仕様見直し等による 主な変動要因
建物本体 (基礎含む)	1,840,300	1,376,110	<ul style="list-style-type: none"> ・地下ピットの床構造の見直し及びそれに伴う基礎躯体の見直し ・杭地業工法の見直し及び杭本数の低減 ・屋根形状及び仕様の見直し ・外装仕様の見直し ・外部鋼製建具の見直し ・照明設備の配置及び点灯方式等の見直し ・空調等の見積価格の低減
プール槽	158,400	119,570	・プール槽仕様の見直し
プール設備	85,600	71,631	・ろ過設備の見積価格の低減
外構工事	137,700	111,618	・一部本体工事に組み替え

既設解体費	162,000	153,364	・解体費積算内容の精査
太陽光発電設備	278,000	155,530	・太陽光発電設備仕様の見直し及びそれに伴う設備の仕様の見直し
その他	6,000	18,687	・防犯カメラ、デジタルサイネージの設置による増
合計	2,668,000	2,006,510	

7. 分科会での主な議論

Q. 大幅な減額になった要因と具体的にどの部分が減額となったのか。

A. 建物本体については、地下ピット床を見直したこと、杭の打ち方を変更して本数を削減したこと、屋根の形状や外部仕様を見直したことなどで、4億5000万円以上の減額となっている。また、プール槽については、タイル張りから塗装仕上げに変更したこと等で、約4000万円減額している。いずれも、必要な機能を変えずに、コスト削減できる部分について減額したものである。

(意見) 桑名市が建設予定のプールは、観覧席のある競技用25mプールで、可動床を導入することで子どもが利用することも可能である。本市よりも機能が強化されているが、本市よりも安い金額で契約締結をしているため、参考にしてはどうか。

Q. 他市では、水底板による事故が発生しているのに、なぜ導入するのか。

A. 落下事故防止のための柵の設置や水底板の下に潜り込まないようにするための対策について検討しており、利用者の安全を確保したい。

Q. 水深が深いため、学校の授業での使用は、難しいのではないか。

A. 今回の建て替えは、現在の施設改修が目的であり、現時点では、学校の授業での使用については検討されていない。

Q. 設備について、水泳競技施設にあってしかるべき機能が付加されておらず、50年前の規格で設計しているのではないか。

A. 新たに付加したものとしては、主にユニバーサルデザインの導入や、太陽光発電の設置等が挙げられ、決して50年前の仕様ではなく、設計するにあたり、最善をつくした結果である。

◎委員会（分科会）における審査の結果

議案第7号 工事請負契約の締結について－温水プール改築工事（建築工事）及び、議案第8号 工事請負契約の締結について－温水プール改築工事（建築電気工事）並びに、議案第9号 工事請負契約の締結について－温水プール改築工事（建築機械設備）については、採決を行ったところ、賛成少数により原案を否決すべきものと決しました。また、その他の議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○主な議案の審査内容について（概要）

議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

燃料電池自動車導入促進補助金（地球温暖化対策事業費）

1. 目的

燃料電池自動車（以下「FCV」とする。）を導入する者に対し、その経費の一部を補助することにより、FCVの普及を支援し、四日市市域における地球温暖化対策の推進及びゼロカーボンシティの構築に資することを目的とする。

2. 内容

本市が実施する「四日市市燃料電池自動車導入促進補助金」を受給する者に対し、三重県が行う「電気自動車等導入費補助金事業」を活用し、上乗せして補助を行う。

(1) 対象者

四日市市燃料電池自動車導入促進補助金を受給する市民及び市内事業者等

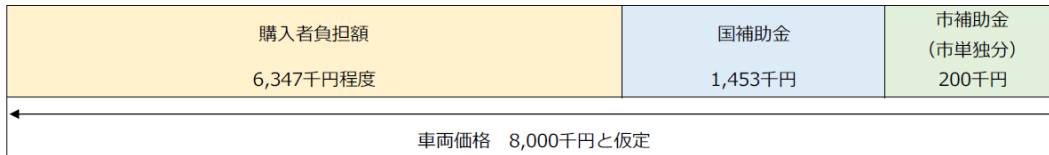
(2) 交付要件

- ・ 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年2月1日までに補助対象者を所有者として初度登録されたFCVであること。
- ・ 国の補助事業における補助対象車両として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているFCVであること。
- ・ 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が初度登録時から四日市市内となっているFCVであること。
- ・ 本市の市税を滞納していない者。

(3) 補助額

1台あたり20万円 件数：20件

(現行の補助金の使用イメージ)



(三重県が負担する補助金の上乗せ後の補助金使用イメージ)



2/1までに初度登録されるFCVを購入する場合、市からの補助が40万円となる

3. 補正予算額 4, 0 0 0 千円 (財源内訳) 県支出金(10/10) 4, 0 0 0 千円

4. 分科会での主な議論

Q. 令和5年度の補助金の実績を確認したい。

A. 令和5年度の実績は1件となっている。また、今年度は6月時点で1件の実績がある。

Q. 燃料電池自動車に対する補助金のうち、今回補正予算で上程されている県による上乗せ分は2月1日までに初度登録が必要だが、既存の市の補助金は3月31日までに初度登録をすればよいか。

A. そのとおりである。県は財源を前年度から繰り越しているため、年度内に予算を執行する必要があると聞いている。また、市民から補助金の申請を市が受け付けた後、市から県へ実績報告を行うため、県の上乗せ分の申請は2月1日までとなっている。

Q. 燃料電池車の生産の遅れなど、車両生産の状況を把握しているか。

A. 半導体不足の影響があった2年前ほどではないが、現在でも納車まで半年程度かかると聞いている。

(意見) より多くの市民に補助金が活用されるよう周知してほしい。

耐震化促進事業費（木造住宅耐震補強補助制度）

1. 目的

令和6年能登半島地震による木造住宅の甚大な被害状況から、早期に耐震化を行っていただくために、活用しやすい補助制度となるよう補助額の拡充及び段階的・部分的な改修の制度を新設する。

2. 内容

○耐震補強の全体改修【拡充】

- ・ 詳細な診断法による設計費の補助 上限18万円⇒34万円へ拡充…①
- ・ 建物全体を、『一応倒壊しない』レベル以上に改修する場合の工事費の補助 上限100万円⇒150万円へ拡充…②

○耐震補強の段階改修【新規】

- ・ 段階的に改修する場合の設計費の補助 上限18万円を新設…③
- 〃 工事費の補助 上限80万円を新設…④

○耐震補強の部分改修【拡充】

- ・ 1階部分から部分的に改修する場合の工事費の補助 上限20万円⇒80万円へ拡充…⑤

○耐震補強とともに行うリフォーム工事【拡充・新規】

- ・ 全体改修時の補助 上限20万円⇒40万円へ拡充…⑥
- ・ 段階改修・部分改修時の補助 上限20万円を新設…⑦

◎当制度の適用は3年間限定とし、令和6年4月1日に遡り適用する。

当初予算額	補正	補正後
27,600千円	23,560千円	51,160千円

3. 補正予算額

23,560千円	(財源内訳) 県支出金 (2/3・1/2)	8,100千円
	一般財源	15,460千円

[筋かいによる壁の補強状況]



<補正後内訳>

全体改修	22件	46,440千円
段階改修	2件	2,360千円
部分改修	2件	2,360千円

[耐震性の評価]

評点	評価	建物の状態
1.5以上～	◎	倒壊しない
1.0～1.5未満	○	一応倒壊しない
0.7～1.0未満	△	倒壊する可能性がある
～0.7未満	×	倒壊する可能性が高い

耐震基準
を満たす



		耐震改修工事		
概要	全体改修	段階改修	部分改修	
		建物“全体”の耐震性能を一度に上げる場合	建物全体の耐震性能を“段階的”に上げる場合	1階部分から耐震性能を“部分的”に上げる場合
改修前	(~0.7未満) 【倒壊する可能性が高い】			
	<p>建物全体 評点0.7未満</p>	<p>建物全体 評点0.7未満</p>	<p>建物全体 評点0.7未満</p>	



補助内容	(改修後)	<p>【一応倒壊しない】 (1.0~1.5未満)</p> <p>建物全体 評点1.0以上</p>	<p>【倒壊する可能性がある】 (0.7~1.0未満)</p> <p>建物全体 評点0.7以上</p>	<p>[1階を補強]</p> <p>建物全体 評点1.0以上</p>
		<p><設計>① 【現行】上限18万円 【拡充】詳細な設計の場合 上限34万円</p> <p><工事>② 【現行】上限100万円 【拡充】上限150万円</p> <p><リフォーム>⑥ 【現行】上限20万円 【拡充】上限40万円</p>	<p><設計>③ 【新規】上限18万円</p> <p><工事>④ 【新規】上限80万円</p> <p><リフォーム>⑦ 【新規】上限20万円</p>	<p><設計> 【現行】上限18万円 ⇒変更なし</p> <p><工事>⑤ 【現行】上限20万円 【拡充】上限80万円</p> <p><リフォーム>⑦ 【新規】上限20万円</p>



補助内容	(改修後)	<p>【一応倒壊しない】 (1.0~1.5未満)</p> <p>建物全体 評点1.0以上</p>	<p>建物全体 評点1.0以上</p>
			一度改修を行った段階改修及び部分改修の二度目の改修については、令和7年度以降に制度を整備していく予定です。

4. 分科会での主な議論

- Q. 1回の工事で耐震性の評点を1.0以上にする全体改修と比べ、耐震補強工事を2回に分ける段階改修のほうが、工事費が高くなると考えるが、段階改修のほうが補助金額も高くなるのか。
- A. 金銭面や高齢を理由に、一度に耐震補強工事を行うことが難しい所有者に対して、まずは、建物全体の耐震性の評点を0.7以上とするか、1階部分のみを1.0以上に引き上げるように耐震補強を行ってほしいと考えている。段階的に工事をした場合も、最終的には一度に耐震補強するのと同等の1.0以上の耐震性能となるため、補助金額は一度に工事を行う場合と同額としたい。
- Q. 市のホームページに掲載されているとおり、現在も申し込みから耐震診断の結果が出るまでに約3か月かかるのか。
- A. 年度当初は、令和5年度からの持ち越し分に加え、能登半島地震の影響で申し込み数が多く、耐震診断の実施まで時間がかかっていたが、現在は解消傾向にあり、2か月程度となっている。
- (意見) 長野市のホームページは、耐震診断や耐震改修工事のQ&Aが分かりやすく記載されているため、参考にしてほしい。
- Q. 補助を行うにあたり、耐震診断や補強設計、補強工事はそれぞれ別の業者で行ってよいのか。また、耐震診断や耐震補強の設計内容は市が確認を行うのか。
- A. 耐震診断については市が無料で行っており、耐震補強設計や工事を行う場合は、ご自身で設計事務所や工務店に依頼することとなる。また、耐震診断や補強設計の内容は、第三者の判定機関で判定を受けたものに対し、補助を行っている。
- (意見) 現状は、判定機関に認定の権限が集中しているため、市が無料で耐震診断の判定を行い、補強の設計や工事は民間に委託をするといった方法も検討してほしい。

◎委員会（分科会）における審査の結果

別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

四日市市議会 6月定例会月議会の概要

四日市市議会は、6月定例会月議会を6月6日から7月2日までの27日間の日程で開催し、市長から提案された20議案、請願4件および議員提出議案5件について審査しました。

市長提出議案20件のうち、議案第7号 工事請負契約の締結（温水プール改修工事（建築工事））他2件について、賛成多数で原案のとおり可決したほか、諮問第1号 給与その他の給付に関する処分についての審査請求について、賛成多数で審査請求を棄却すべきものと決しました。そのほか16件については、全会一致で原案のとおり可決・同意しました。

また、請願4件のうち、請願第2号 住民税非課税の高齢者世帯のエアコン購入・設置費用の助成を求めること については賛成少数で不採択とし、請願第3号 PFAS曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域のPFAS汚染の実態把握を早急に行うよう求めること については、賛成多数で審査期限を延期することとし、そのほか2件について、賛成多数で採択しました。

議員提出議案5件については、発議第6号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出、発議第8号 健康保険証の存続を求める意見書の提出については賛成多数で可決し、そのほか3件については、全会一致で可決しました。

1. 市長提出議案 20件

① 補正予算議案 3件

一般会計補正予算（第2号）

一般会計補正予算（第3号）

競輪事業特別会計補正予算（第1号）

② 条例の一部改正議案 1件

市税条例の一部改正

③ 条例の廃止議案 1件

都市計画事業末永・本郷土地区画整理事業施行規程の廃止

④ 人事案件 2件

教育長

廣瀬 琢也氏（再任）

農業委員会委員

伊藤 明洋氏（新任）

⑤ 諮問 1件

給与その他の給付に関する処分についての審査請求

⑥ その他 12件

工事請負契約の締結（温水プール改築工事（建築工事））

工事請負契約の変更（四日市中央線道路整備工事（東工区その1））

工事委託協定の締結（三滝台1号線三郎橋跨線橋（補助）橋梁整備工事）

動産の取得（小型一般ゴミ収集車 5台）

市道路線の認定（曙25号線ほか7路線） など

2. 請願 4件

- ・加齢性難聴による補聴器購入費の助成を求めること
- ・住民税非課税の高齢者世帯のエアコン購入・設置費用の助成を求めること
- ・P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域のP F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めること
- ・地方議会に健康保険証の存続を求めること

3. 議員提出議案 5件

- ・地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書の提出
- ・聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出
- ・健康保険証の存続を求める意見書の提出
- ・防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出
- ・再審法改正を求める意見書の提出

6月定例会議会における一般質問について

	議員名	質問項目
1	村上 暁	<ul style="list-style-type: none"> ・有機フッ素化合物（PFAS）について ・同性カップルの住民票続き柄記載について ・新図書館移転について
2	太田 紀子	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の学校招待について ・知っていますか？「高次脳機能障害」という障害を
3	森 智子	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減へ、さらなる推進を！ ・障がい者の医療費助成について
4	山口 智也	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターあけぼの学園における児童発達支援事業の土曜体制の拡充を！ ・ブックスタート事業を本市でも早期に実施を！ ・自治会をDX！「デジタル回覧板」導入で自治会活動の負担軽減を！
5	荒木 美幸	<ul style="list-style-type: none"> ・カスタマー・ハラスメント防止対策について
6	中川 雅晶	<ul style="list-style-type: none"> ・軟骨伝導イヤホンを活用したコミュニケーション保障について
7	森 康哲	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食について ・汲み取りトイレのし尿収集について
8	森川 慎	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園における1号認定受け入れについて ・人口減少・成熟経済下の自治体経営について
9	荻須 智之	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安全と安定性について
10	上 麻理	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見と行政の感覚のずれ、について 市政アンケート結果・市民の意見を参考にして
11	笹井 絹予	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康と本市の展望を考える
12	伊世 利子	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市の食糧支援について ・教育を取り巻く現状と課題 ・終活支援について
13	小田あけみ	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校制度について 広報よっかいちの反響は？ どのような特色ある学校にしていくなのか？ ・小1の壁問題について 朝の子供の預け先をどうするのか？
14	後藤 純子	<ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーハラスメントについて ～防止に向けて～ ・ローカル10,000プロジェクトについて ～地域経済の好循環の拡大を図ってはどうか～
15	樋口 龍馬	<ul style="list-style-type: none"> ・住みたくなるまち四日市を目指して
16	辻 裕登	<ul style="list-style-type: none"> ・学童の昼食提供支援 ・今どきに合わせたマリッジサポートを ・EV・FCV公用車の市民向けカーシェア
17	谷口 周司	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地再開発」その先を考える！！
18	山田 知美	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを取り巻く諸課題について」
19	平野 貴之	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後も生き残るために ・ふるさとの生きものはどこへ ～ミシシippアカミミガメから生態系を守れ～
20	今村 厚美	<ul style="list-style-type: none"> ・どの部活入ろうかな？ ・子どもの体力について
21	水谷 一未	<ul style="list-style-type: none"> ・中央通り再編に伴う工事に関する市民の不安解消を！ ～交通弱者へのきめ細かい対応を～ ・福祉避難所の取り組みについて ～要配慮者をどう守るのか～
22	小林 博次	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の対策（フリースクール支援、夜間中学校の開設）について ・安心して住めるまちづくりの推進について
23	田中 徹	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市の「高齢者の健康」を守るために！ ・「食育」の啓発から、食品ロス削減に取り組もう！

6月定例月議会における議案に対する意見募集の結果について

四日市市議会では、平成26年8月定例月議会から各定例月議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）について、各定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民の皆さんに情報提供を行い、ご意見をいただく取り組みを開始しました。

市民の皆さんからいただいたご意見は、一覧表にして全議員に配付し、議案審査の参考とさせていただきます。

議案の情報提供及び意見募集期間

令和6年5月31日（金）から6月17日（月）まで

意見の募集方法

広報広聴委員会において、意見募集の対象となる議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業）を選定し、市議会ホームページに議案及び議案資料を掲載して、市民の皆さんに情報提供を行いました。市民の皆さんからは、Eメール、Fax及び郵送で意見を提出していただきました。

6月定例月議会の意見募集実施スケジュール

- 5月30日（木）議案聴取会終了後、広報広聴委員会を開催し、意見を募集する議案を選択
- 5月31日（金）掲載する資料を市議会ホームページに掲載
- 6月17日（月）意見募集締め切り
- 6月18日（火）広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を確認
広報広聴委員会終了後、全議員に周知

議案に対して寄せられた意見件数

総件数 15件

（内訳）

- | | |
|------------------------------|----|
| No. 1 消防出張所整備事業費 | 3件 |
| No. 2 児童手当・児童手当給付事務費 | 6件 |
| No. 3 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 | 4件 |
| No. 4 耐震化促進事業費（木造住宅耐震補強補助制度） | 2件 |

※いただいたご意見は市議会ホームページに掲載させていただいております。

令和6年8月定例月議会日程（予定）

8月	28日	(水)	本会議 初日(議案説明等)	(午前10時～)
	30日	(金)	本会議 (質疑、委員会付託)	(午前10時～)
各常任委員会／予算、決算常任委員会各分科会			(本会議終了後～)	
9月	2日	(月)	各常任委員会／予算、決算常任委員会各分科会	(午前10時～)
	3日	(火)	各常任委員会／予算、決算常任委員会各分科会	(午前10時～)
	4日	(水)	各常任委員会／予算、決算常任委員会各分科会	(午前10時～)
	5日	(木)	各常任委員会／予算、決算常任委員会各分科会(予備日) ※9月4日で審査が終了している場合は開催しません。	
	10日	(火)	決算常任委員会全体会	(午前10時～)
	11日	(水)	決算常任委員会全体会	(午前10時～)
	12日	(木)	決算常任委員会全体会	(午前10時～)
	13日	(金)	決算常任委員会全体会(予備日) ※9月12日で審査が終了している場合は開催しません。	
	17日	(火)	予算常任委員会全体会	(午前10時～)
	18日	(水)	予算常任委員会全体会(予備日) ※9月17日で審査が終了している場合は開催しません。	
	24日	(火)	本会議 (委員長報告、質疑、討論、採決)	(午後1時～)
	26日	(木)	本会議 (一般質問)	(午前10時～)
	27日	(金)	本会議 (一般質問)	(午前10時～)
	30日	(月)	本会議 (一般質問)	(午前10時～)
	10月	1日	(火)	本会議 (一般質問)
2日		(水)	本会議 (一般質問、追加議案質疑、委員会付託)	(午前10時～)
3日		(木)	各常任委員会／予算常任委員会各分科会	(午前10時～)
4日		(金)	予算常任委員会全体会	(午前10時～)
7日		(月)	本会議 最終日(委員長報告、質疑、討論、採決等)	(午後1時～)

※各常任委員会/予算・決算分科会：総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各委員会/各分科会

令和6年8月定例月議会 議会報告会開催のお知らせ

日 時 令和6年10月22日 (火) 18時30分から20時30分まで
会 場 四日市市総合会館 7階 第1研修室

※天候等により中止となる場合があります。なお、開催3時間前に、大雨、暴風、大雪、津波のいずれかの警報が発令された場合、あるいは開始3時間前の時点で短時間のうちに各警報が発令される可能性が高いと認められる場合、また、市域に震度4以上の地震が発生した場合は、開催を取りやめさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
開催を取りやめる場合は、市議会ホームページやSNS等でお知らせいたします。

※手話通訳、要約筆記いたします（事前予約は不要です）。

※状況によっては、記載された予定時間より早く終わる可能性があります。